

## 平成18年第4回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成18年5月2日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時59分

## ◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

## ◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）  
日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

○追加議事日程

- 追加日程 第 1 議席の指定について（議長提出）  
追加日程 第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）  
追加日程 第 3 会期の決定について（議長提出）  
追加日程 第 4 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）  
追加日程 第 5 発議第1号 常任委員会委員の選任について（議長提出）  
追加日程 第 6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）  
追加日程 第 7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）  
追加日程 第 8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）  
追加日程 第 9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）  
追加日程 第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）  
追加日程 第11 発議第4号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について（議長提出）  
追加日程 第12 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）  
追加日程 第13 議案第3号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について（市長提出）  
追加日程 第14 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例について）（市長提出）  
追加日程 第15 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）（市長提出）

---

○本日の会議に付した事件

- 議事日程に同じ  
追加議事日程に同じ

[午前9時45分]

○事務局長（田中順一君） 皆さんおはようございます。事務局長の田中でございます。

本日の議会は一般選挙後、初めての議会であります。議長選挙がされるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。出席者の中で大橋洋一議員が最年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

それでは、大橋洋一議員、議長席にご着席を願います。

[臨時議長 大橋洋一君 登壇]

○臨時議長（大橋洋一君） ごあいさつ申し上げます。ただいま事務局長のほうから紹介を受けました大橋洋一でございます。

事務局長から指名がございましたように、地方自治法第107条の規定に基づき、私が臨時の議長の職務をいたします。議員各位の特段のご協力をいただきまして、無事この職務を果たせますよう考えております。

どうぞ各議員、特段のご支援を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

---

### ◎市長あいさつ

○臨時議長（大橋洋一君） ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） 改めましておはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日は平成18年第4回那須烏山市議会臨時会を開催をさせていただきましたところ、議員各位にありましては大変ご多用の中、ご参集を賜りました。まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

さて、過日執行されました那須烏山市議会議員選挙におきまして、那須烏山市合併後、初の市議会選挙でありまして、まさに歴史に残る激戦の選挙戦が展開をされました。本日、ご参集を賜りました20名の選良の皆さんが新たな那須烏山市の議員として誕生されました。見事この栄誉を勝ち得ました議員各位に心からお祝いと敬意を表する次第であります。

議会と執行部は車の両輪とよく言われます。お互いが切磋琢磨の精神のもと、大いに議論を戦わせながら、住民本位で公平公正な市政運営発展のため、邁進されますよう祈願をいたすところであります。

今、地方自治体は財政状況等を初めといたしまして、大変厳しい事態でございますけれども、

私は決して臆することなく、前向きな積極的な市政をとってまいりたいと考えております。何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会は、専決処分の承認を求める条例の一部改正2件及び人事案件1件、計3件を執行部側から上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。重ねて本日の臨時会にご参集賜りましたこととお礼を申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（大橋洋一君） 市長のあいさつが終わりました。

---

### ◎議員・助役等及び部課長の紹介

○臨時議長（大橋洋一君） 続きまして、議員、助役並びに部課長の紹介をいたします。

それでは、紹介をさせていただきます。事務局長のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局長（田中順一君） それでは最初に各議員さんのほうの紹介をさせていただきます。仮議席の順にお名前を読み上げますので、起立をしていただきまして一礼を願いたいと思います。それではご紹介を申し上げます。

〔事務局長 各議員の紹介〕

○臨時議長（大橋洋一君） 続きまして助役、収入役、教育長の自己紹介をお願いいたします。

まずは助役、収入役、教育長の順をお願いいたします。

〔助 役 山口孝夫君 自己紹介〕

〔収入役 石川英雄君 自己紹介〕

〔教育長 池澤 進君 自己紹介〕

○臨時議長（大橋洋一君） 続きまして、部課長の紹介を願います。総務部長以下、課長自己紹介をお願いいたします。

〔総務部長以下各部課長 自己紹介〕

○臨時議長（大橋洋一君） 以上で紹介が終わりました。

ここで各課長さんの退席をお願いいたします。大変ご苦労さまでした。

〔各課長 退席〕

〔全体写真撮影（議席着座）〕

[午前10時00分開会]

○臨時議長（大橋洋一君） それでは、ただいまより平成18年第4回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了承をお願いいたします。

本日の議事日程をお手元に配付しております。事務局長に朗読をさせます。よろしく願います。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成18年第4回那須烏山市議会臨時会（第1日）

開 議 平成18年5月2日（火） 午前10時

日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）

日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

以上、朗読を終わります。

---

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（大橋洋一君） 日程第1 仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま着席している議席を仮議席に指定いたします。なお、市長提出議案に入るまでの間、市長以下、各部長には退席くださるようお願い申し上げます。

[市長以下各部長 退席]

---

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（大橋洋一君） 次に、日程第2 選挙第1号 議長の選挙について。これより議長選挙を行います。

書記の朗読を願います。

[書記 朗読]

選挙第1号

議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会臨時議長

○臨時議長（大橋洋一君） 議長の選挙は投票により行うことで異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（大橋洋一君） 異議なしと認めます。  
よって、投票によることに決定をいたします。  
議場を閉鎖させます。

（議場閉鎖）

休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○臨時議長（大橋洋一君） 休憩前に引き続き再開します。  
ただいまの出席議員は20名です。  
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大橋洋一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（大橋洋一君） なしと認めます。  
次に投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（大橋洋一君） 異状ないことを認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順に名前を読み上げますので投票をお願いをいたします。

(事務局長点呼・投票)

○臨時議長(大橋洋一君) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長(大橋洋一君) 投票漏れはないものと認めます。投票を終了します。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(大橋洋一君) 直ちに開票を行います。

開票にあたり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に1番松本勝栄君、2番渡辺健寿君を指名いたします。

立会人は、開票の立ち会いを願います。

(開 票)

○臨時議長(大橋洋一君) 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票。有効投票20票。候補者の氏名得票数、小森幸雄候補10票、滝田志孝候補4票、樋山隆四郎候補5票、平塚英教候補1票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票は5票です。

したがって、小森幸雄君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました小森幸雄君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

ここで、議長に当選された小森君の議長就任の発言を許します。

〔議長 小森幸雄君 登壇〕

○議長(小森幸雄君) ごあいさつをさせていただきます。ただいま議長選挙において、不肖私が多くの方のご支援とご協力によりまして議長に就任をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、大変な時期ではありますが、皆さんの意見を聞きながら対話と協調を図り、この市が少しでも前進できますように誠心誠意一生懸命やりますので、どうぞ議員の皆さんの一人一人のご協力とご支援をこれからもどうぞよろしくお願いを申し上げまして、議長就任のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(大橋洋一君) 議長のあいさつが終わりました。それでは、議長が決まりましたので、議長職を交代いたします。ご協力大変ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分



○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより日程を追加して議事を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認め、日程を追加し、議事を進めます。

追加議事日程及び議案書を配付いたします。

〔追加議事日程・議案書配付〕

○議長（小森幸雄君） 追加議事日程を事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

#### 追加議事日程

平成18年第4回那須烏山市議会臨時会（第1日）

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 追加日程 | 第 1 | 議席の指定について（議長提出）                                       |
| 追加日程 | 第 2 | 会議録署名議員の指名について（議長提出）                                  |
| 追加日程 | 第 3 | 会期の決定について（議長提出）                                       |
| 追加日程 | 第 4 | 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）                                |
| 追加日程 | 第 5 | 発議第1号 常任委員会委員の選任について（議長提出）                            |
| 追加日程 | 第 6 | 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）                     |
| 追加日程 | 第 7 | 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）                          |
| 追加日程 | 第 8 | 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）                   |
| 追加日程 | 第 9 | 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）                          |
| 追加日程 | 第10 | 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）                   |
| 追加日程 | 第11 | 発議第4号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について（議長提出）                       |
| 追加日程 | 第12 | 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）                  |
| 追加日程 | 第13 | 議案第3号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について（市長提出）                  |
| 追加日程 | 第14 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例について）（市長提出） |

追加日程 第15 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）  
（市長提出）

以上、朗読を終わります。

---

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（小森幸雄君） 追加日程第1 議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、現在着席している議席のとおりと指定します。

---

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

1番 松本 勝栄君

2番 渡辺 健寿君を指名いたします。

---

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

---

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

選挙第2号

副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長

○議長（小森幸雄君） 選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、お諮りいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

副議長選挙は投票によることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） よって、投票によることと決しました。

議場を閉鎖させます。

（議場閉鎖）

○議長（小森幸雄君） ただいまの出席議員は20名であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（小森幸雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（小森幸雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載

の上、1番より順次お名前を読み上げますので順に投票願います。

(事務局長点呼・投票)

○議長(小森幸雄君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小森幸雄君) 直ちに開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、3番久保居光一郎君、4番高德正治君を指名いたします。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(小森幸雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、有効投票数20票、有効投票のうち、水上正治君16票、平塚英教君4票。  
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は5票です。したがって、水上正治君が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました水上正治君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ここで、副議長に当選されました水上正治君の副議長就任の発言を許します。

14番水上正治君。

〔副議長 水上正治君 登壇〕

○副議長(水上正治君) ただいま多くの同士の皆さんの投票により副議長に就任いたします水上でございます。先ほど申し上げましたように、副議長というのは議長を補佐する役目というふうに思っていますので、小森議長を補佐しながら、皆さんとともに知恵を借りながらあたらしいまちのルールづくりも手伝っていければなというふうに思っていますので、この2年間よろしくご協力のほどお願いいたしまして、あいさついたします。大変今日はありがとうございました。(拍手)

---

◎追加日程第5 発議第1号 常任委員会委員の選任について

○議長(小森幸雄君) 次に、追加日程第5 発議第1号 常任委員会委員の選任について

を議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

[書記 朗読]

発議第1号

常任委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第10条第1項の規定により、常任委員会委員の選任を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長

○議長（小森幸雄君） 常任委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午後 1時15分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

常任委員会委員の選任について事務局長より朗読させます。

[事務局長 朗読]

総務企画常任委員会委員6名です。大野 暉議員、平山 進議員、小森幸雄議員、中山五男議員、樋山隆四郎議員、高田悦男議員。

文教福祉常任委員会委員7名。久保居光一郎議員、沼田邦彦議員、佐藤昇市議員、佐藤雄次郎議員、野木 勝議員、平塚英教議員、滝田志孝議員。

経済建設常任委員会委員7名。松本勝栄議員、渡辺健寿議員、高德正治議員、五味渕 博議員、大橋洋一議員、五味渕親勇議員、水上正治議員。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） ただいまの朗読のとおり各常任委員会の委員を指名したいと思います。

すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

---

◎追加日程第6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（小森幸雄君） 追加日程第6 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員長及び副委員長については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、事務局長より朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

総務企画常任委員会委員長樋山隆四郎議員、副委員長平山 進議員。

文教福祉常任委員会委員長佐藤昇市議員、副委員長沼田邦彦議員。

経済建設常任委員会委員長大橋洋一議員、副委員長高德正治議員。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） ただいまの朗読のとおり報告いたします。

---

◎追加日程第7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第7 発議第2号 議会広報委員会委員の選任についてを議題といたします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

発議第2号

議会広報委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第10条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄

○議長（小森幸雄君） 議会広報委員会委員の選任については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議会広報委員会委員8名。松本勝栄議員、渡辺健寿議員、久保居光一郎議員、沼田邦彦議員、佐藤雄次郎議員、水上正治議員、中山五男議員、樋山隆四郎議員。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8名の諸君を議会広報委員会委員に選任することに決しました。

---

◎追加日程第8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第8 報告第2号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告を議題といたします。

議会広報委員長及び副委員長については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので報告をいたします。

委員長佐藤雄次郎君。副委員長に松本勝栄君。

以上のとおりであります。

---

◎追加日程第9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第9 発議第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

書記に朗読させます。

[書記 朗読]

発議第3号

議会運営委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第10条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長 小森幸雄

○議長（小森幸雄君） 議会運営委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読させます。

[事務局長 朗読]

議会運営委員会委員7名。佐藤昇市議員、佐藤雄次郎議員、野木勝議員、大橋洋一議員、五味洸親勇議員、中山五男議員、樋山隆四郎議員。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した7名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

---

◎追加日程第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（小森幸雄君） 追加日程第10 報告第3号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第



11条第2項の規定により次のとおり互選されましたので、報告いたします。

委員長樋山隆四郎君、副委員長野木 勝君。

以上のとおりであります。

---

◎追加日程第11 発議第4号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第11 発議第4号 那須烏山市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

発議第4号

那須烏山市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、農業委員会の選任による委員に次の者を推薦する。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄

○議長（小森幸雄君） 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、4名の農業委員会委員を推薦するものであります。

那須烏山市農業委員会委員には、次の4名の方を推薦するものであります。小川美智子さん、那須烏山市福岡113番地、昭和31年5月24日生まれ。川上明実さん、同じく熊田798番地、昭和29年12月15日生まれ、佐藤充則さん、那須烏山市興野1646番地、昭和22年2月7日生まれ、高野順子さん、同じく谷浅見160番地、昭和25年6月27日生まれ。

お諮りいたします。那須烏山市農業委員会委員には、以上4名の方々を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、以上の4名が那須烏山市農業委員会委員に決定いたしました。

◎追加日程第12 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（小森幸雄君） 次に、追加日程第12 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

選挙第3号

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。

平成18年5月2日提出

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄

○議長（小森幸雄君） 本件は、南那須地区広域行政事務組合同規約に基づき、組合同議会議員の選挙を行うものであります。選挙第3号については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。南那須地区広域行政事務組合同議会議員の選挙については、次の6名を指名いたします。佐藤雄次郎君、野木 勝君、五味潤親勇君、大野 暉君、小森幸雄、高田悦男君、以上指名しました諸君を組合同議会議員の選挙の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいま指名のとおり当選人と決定しましたので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時33分

〔市長以下各部長 着席〕

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎追加日程第13 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（小森幸雄君） 追加日程第13 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ここで5番五味渕 博君の退席を求めます。

〔5番 五味渕 博君 退席〕

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第3号

那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について

那須烏山市監査委員として、次の者の選任について地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成18年5月2日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（小森幸雄君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

新生那須烏山市議会議員誕生に伴いまして、新しく議員から選出をされます監査委員を選任したいので、地方自治法第196条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。このたび、議員選出委員といたしまして、人格高潔でありまして、市の財務管理、経営管理等行政運営に関し、すぐれた識見を有する五味渕 博氏を選任するものであります。

五味渕氏は、長年にわたりまして税務署長の要職を務められ、議会議員としての使命感、責任感の強い方であります。議会運営全般に携わりまして、幅広い経験と深い識見を有し、温厚篤実、人格識見ともに監査委員にふさわしい方であります。

ご審議をいただきましてご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 議案第3号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について賛成の立場から討論いたします。

議会から推選された選任の五味渕 博氏は、昨年11月29日の臨時議会において監査委員として選任の同意を受け、ことし4月末までの5カ月間の間、市の財務に関する事務の執行と経営にかかわる事業の監査など、住民の福祉の増進と組織及び運営の合理化に務め、議員選出の監査委員としてその職責を十分に果たされております。また、現役のプロの税理士である

ことから、行財政改革が求められる今日においては最適任者であると考えております。今後、監査委員の責務はますます重要になってくると思われませんが、高いレベルでのその職務の遂行をしていただけるものと確信をしております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第13 議案第3号については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第13 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

五味渕 博議員の復席を求めます。

〔5番 五味渕 博君 着席〕

---

◎追加日程第14 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例について）

○議長（小森幸雄君） 追加日程第14 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成18年5月2日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（小森幸雄君） 本案について提案理由の説明を求めます。  
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の那須烏山市税条例の一部改正は、平成18年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令で、4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかしながら、議会を招集するいとまがありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これをご報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の項目でございますが、まず住民税に関しましてですが、税率構造の見直しであります。住民税現行3段階の3%から10%を一律6%といたします。所得税ですが、現行4段階の10%から37%を6段階の5%から40%といたします。

2つ目は地震保険料控除の創設であります。

3つ目が、均等割・所得割の非課税限度額の加算額の引き下げであります。

4つ目は、定率減税の廃止であります。平成18年分をもって廃止となるわけでございます。

固定資産税に関することでございますが、1つ目が土地に係る負担調整措置でございます。商業地は課税標準額の法定上限を維持をいたしまして評価額の70%といたします。住宅用地は負担水準80%以上は据え置きとなります。

2つ目が、耐震改修促進税の創設であります。これは住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置であります。

たばこ税に関することでございますが、7月1日から税率の引き上げとなります。

2つ目は、在庫分の手持ち分を課税の対象となります。

以上が、今回の改正の主な内容でございます。詳細につきましては、総務部長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） では命によりまして、議案第1号 那須烏山市税条例の一部を改正する条例について、別紙配付いたしております新旧対照条文に基づき補足説明を申し上げます。

ます。なお、改正条文が非常に多いことから要約し説明してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

第1条による改正として、市民税に関する経過措置を新たに附則第2条の号を追加いたしました。この条文は平成17年3月に改正された新たに課税されることとなった65歳以上、年金収入で申し上げますと173万円が158万円に引き下げられた関係でございます。また、未成年者等の均等割、所得割について段階的に課税することとしたものでございまして、均等割にあつては第2項、第4項において平成18年度は1,000円、平成19年度は2,000円、平成20年度は均等割の税額である3,000円といたすものでございます。所得割については、第3項及び第5項において、平成18年度は3分の2に相当する金額を控除するとあることから、3分の1課税、平成19年度は3分の2課税、平成20年度は通常課税とすることとしたものでございます。この改正により、該当対象者につきましては931人該当することに概算的にはなっております。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2条による改正でございまして、第24条は個人の市民税の課税の範囲を定めた条文でございます。生活扶助費の積算額の引き下げに伴いまして18万円を17万円に改めるものでございます。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。第31条につきましては法人等の均等割を定めた条文でございまして、今回の改正につきましては税率の改正、変更等がないことから、この項目については省略させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。第34条の2所得控除の改正でございまして、平成20年度課税から損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除額が創設されることから改正をいたしたものでございます。第34条の3は、所得割の税率を定めたものでございまして、従前は所得額に応じ3段階の課税を行ってまいりました。平成19年度からは一律6%と課税をいたすものでございます。テレビ報道等によりますと、全国的にはこの改正ですと逆に減収になってしまうという市町村もあるようでございますが、那須烏山市として概算積算いたしますと、2億5,000万円程度増収になる見込みでございます。

第34条の4は、条文を繰り上げたものでございまして、税率には変更ございません。

次に、第34条の6、新たに追加いたしましたものでございまして、国税である所得税と市町村税である住民税の扶養控除額に差があることから、住民税について減額措置を行うものでございます。具体的な例で申し上げますと、独身の場合、差が5万円ございます。これに3%をしますと1,500円を住民税で控除する。夫婦子供2人、高校、大学生が一人いるという想定でご説明申し上げますが33万円の差になります。それに3%を課税いたしますと、9,900円になるという概算積算になります。この現段階での概算積算額、影響額等を積算してみます

と、約3,800万円の減収になるということになります。

8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの第34条の7につきましては、34条の4が削除されたことから改正を行ったものでございます。

第34条の8関係につきましては、配当割額また株式等譲渡所得割額の控除を定めた条文であります。所得割の課税同様平成20年度から3段階課税から一律6%、すなわち条文のほうにございます5分の3の課税といたしたものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。第36条の2、第34条の2同様、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改めたものでございます。

第53条の4は、分離課税の所得割の税率を定めたものでございまして、3段階の課税からやはり一律6%の課税といたしたものでございます。平成17年度の実績につきましては、235人おりました。金額については3,024万円という分離課税の実績がございまして、

57条から61条の改正につきましては、社会福祉法人等の引用条文の改正でございますので、説明は省略いたします。

13ページをお開きいただきたいと思います。第95条は、たばこ税の税率を平成18年7月1日から1,000本当たり321円引き上げるために、2,743円を3,064円に改めたものでございます。このたばこ税につきましては、再度附則のほうで説明を申し上げたいというふうに思います。これから附則関係の改正になるわけでございますけれども、14ページから59ページということで、非常に多くの条文が改正されることになっております。この関係につきましては概要のみということでご説明を申し上げたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

最初に14ページ、第5条の改正関係につきましては、生活保護基準額の引き下げに伴いまして控除対象配偶者また扶養親族を有する場合の所得割の加算額を現行35万円を32万円に引き下げるものでございます。なお、対象者等につきましては参考までに申し上げますと、約2,998人、3,000人が対象になるわけでございます。

次に飛びまして19ページをお開きいただきたいと思います。第7条の3関係につきましては、税源移譲に伴い国税である所得税額が減少することにより、住宅ローン控除がしきれなくなった場合、負担が増加されることから、平成11年度から平成18年度までの居住者について申告を求めた上で、個人住民税の所得割の額から控除をいたすものでございます。具体的に申し上げますと、課税所得額が195万円であった場合を例として申し上げたいと思いますが、改正後は税率が5%、税額が9万7,500円となります。従来の計算額からすると半額ということになってまいるわけでございます。住宅ローンの減税額は借入れ残高の1%という基本



がございまして、例えば1,000万円の借入れ残額があった場合については、10万円を控除することができます。しかし、今回の税制改正によりますと、納税額が9万7,500円しか納められないということがございまして、国税では9万7,500円しか減税されないこととなります。そうしますと、2,500円が控除の不足をするということから、今回市税であるところから2,500円を控除するものとしたものでございます。

次に20ページをお開きいただきたいと思います。第8条の2項第1号については肉用牛を家畜市場等で売買した場合の事業所得について引き下げを行うものでございまして、100分の1を100分の0.9に改めるものでございます。

次に23ページをお開きいただきたいと思います。下から2行目、第5項というものがございまして、これにつきましては昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合した証明がされた場合、固定資産税額に2分の1を減額とすることといたしております。減額期間につきましては改修工事完了時に応じ平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は2年、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合については1年減額することとし、申告については耐震改修後3カ月以内に申告をしなければならないといたしたものでございます。この運用につきましては条文に書いてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に25ページをお開きいただきたいと思います。第11条から第14条固定資産税に関するものでございまして、平成18年度は固定資産税価格の評価がえの年にあたることから、負担調整措置についてもあわせて今回改正が行われました。住宅用地、商業地等の負担調整率を5段階から一律5%とし、課税標準額は住宅用地にあつては上限80%、商業地にあつては70%とし、下限にあつてはそれぞれ20%負担水準の限度額を超えている場合にはすべて据え置きといたしたものでございます。30ページの第13条の農地については従前の取り扱いと変更はございません。

33ページをお開きいただきたいと思います。16条の2については、たばこ税の税率の特例を定めたものでございます。本文である第95条の規定にかかわらず3級品以外のたばこにあつては1,000本当たり321円を引き上げて3,298円に、3級品、品物で申し上げますと、いこい、しんせい、わかば、バット、これは本土で発売されているものでございます。が、125円引き上げ1,564円に改め、平成18年4月1日から適用いたすものでございます。なお、平成18年7月1日現在小売店において3万本以上在庫がある場合については、手持品課税をし、平成19年1月4日までに納入していただくこととなります。

参考までに3級品以外のたばこ1箱20本入れて申し上げたいと思います。国税については87円44銭、県税については21円48銭、市税については65円96銭、トータルで174円88銭が税金となるわけでございます。

第16条の4から第20条の3につきましては、分離課税にかかる税率割合を県4%、市6%となったことから改正を行うものでございまして、県税と市税合わせた地方税の税率については変更ございません。市税が減ったものが県税に移行されるということになってまいるわけございまして、土地建物の長期譲渡所得、国、地方公共団体への売った土地、建物等の短期譲渡所得、株式の譲渡所得、先物取引の譲渡所得関係については3.4%を3%に改めたものでございます。上場株式にかかる譲渡所得関係につきましては2%を1.8%に、土地、建物等の短期譲渡所得6%を5.4%にそれぞれ引き下げたものでございます。また、土地等の事業所得については平成21年度まで課税停止中でございますので、説明を省略いたします。

なお、51ページにある第20条の4以降の条文につきましては、平成18年2月に新日英租税条約が締結されたことから条文化を行ったものであります。英国と日本は同様の課税上の取り扱いをいたしていることから、当面この特例の適用は見込みがないということになってございますので、省略をいたしたいと思います。なお、附則等につきましては適用年月日等についてもあわせてご説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 総務部長に何点かお伺いをしたいと思います。

34条の3、6ページですが、ここで税率が今まで3段階が1段階100分の6になったという説明でありました。そのことにより、2億5,000万円ほど那須烏山市では増収になるということですが、この改正は例の三位一体の改革によって所得税の分を減らし、そして住民税のほうの税率を引き上げる、この改正なのかどうか。これが1点。

次に中には増収になる分、または減収になる分があるわけですが、税目別におよそいかほど増収になるのか、減額になるのか。この点がわかりましたらばお伺いをしたいと思います。

もう1点お伺いします。これはもう既に平成18年度の予算は議決済みであります、その予算に対して今回の改正内容がどう影響するのか。例えば減収になるために歳入欠損になるようなことがないのかどうか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 34条の改正につきましてはご質問にありましたように三位一体の改革、税源移譲関係から改正を行ったものでございます。ご質問のとおりでございます。

増収になる税目関係につきましては、34条の3関係で2億5,000万円、そのほかに34条の6関係で、これは減収になりますけれども、これについてはまだ積算してございませんのでご理解をいただきたいと思えます。

そのほかに分離課税については影響等がございません。3,800万円の控除関係で出てまいりますので、その関係が減になります。ということで、なると思えます。あとはそんなに大きい金額等の改正等はございません。

たばこ税関係については、現在本数等も大分減ってきているということから、基本的には当初予算では480万円、約500万円が増収になるということで現在考えております。あとは固定資産税関係の評価がえ等に伴います課税関係の影響については、土地関係については今回の評価をいたしますと地価が下落をしているということから通常マイナスになるわけでございますけれども、逆に調整負担率というのが土地にはございまして、その関係で逆に増になるという試算を現在しております。

税額からも平成17、18年度の課税標準額から申し上げますと、土地については5.12%増になると見込んでおります。そのほかに家屋の評価がえ等があるわけございまして、これにつきましては平成17年対平成18年度の比較をいたしますと、約10%の減になる見込みでございます。これについては新築住宅等も含めて10%が減になるというふうに見込んでおります。予算に対する考えにつきましては、評価関係、そういうものもすべて加味しまして、今回18年度の予算を計上させていただいておりますので、減額等をしなくても済むのかなというふうに考えております。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） ただいま上程中の所得割の税率なんですが、中山議員から質問がありましたように、3段階が1段階で6%になった。約2億5,000万円の増収ですよという話なんですが、現実にはこの那須烏山市においても税金の滞納があるわけなんです。そういう中でこの2億5,000万円が税収として市の中に入るのかどうか。もう一つ言いますと、こういうふうな上げ方をするのは三位一体の改革ということであれば仕方ないのかなと思うんですが、払わない人は払わない。取れる人から取っちゃおうというような感覚もあるのではないかと思っているんですが、その辺の意見を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この税率改正につきましては先ほども申し上げましたように、三位一体の改革により国から税源移譲をされたということから、今回税率の改正を行っております。例えば国の場合は、所得税の課税の方法が従前ですと4段階に分かれておりまして、一番低い課税率については330万円までの所得があった場合については10%課税をするということになっておりました。今回の改正によりまして、195万円までについては5%という課税になりまして、5%所得税が減ったということになってまいります。それによりまして住民税関係については、従前は200万円以下については5%、200万円から700万円については10%、700万円を超える者については13%、これは市と県を合わせた税率ですけれども、これが1割課税ということになってまいっているわけでございます。市が6%、県が4%、6対4の割合になったということになっております。

当然税率が上がったということで、滞納関係がふえるのかなと私も個人的には心配をしているところでございます。しかし、現在職員等の滞納の徴収班等も設置してございまして、常時徴収する。あと徴収嘱託員を現在3名で徴収をしておりますので、この関係でこの徴収率関係等については確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 話は大体わかったんですが、その中でどのぐらいの税収が、見込んだ金額と現実に入る金額が今までの滞納額で見るとどのぐらい違うのか。そこら辺のところも積算していると思うんですが、今、部長から滞納がふえるのではないかなという話なんですが、どのぐらい見ているのか。

それと、今言われたように滞納者がある程度ふえてくるということは、納税者にすれば何となく払わないほうがいいんじゃないかなという話になってくる場合もありますので、嘱託員もいるようですから回収率、始まったばかりですがどのような状況なのか。わかる範囲でお知らせを願いたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 徴収関係、金額については2億5,000万円ということで申し上げましたが、対象人数につきましては1万2,244人にわたります。徴収率をどれぐらいに見るかということで滞納金額は変わってまいりますわけございまして、例えば90%の徴収率ということになれば、2,500万円が滞納になるというふうに数字上の計算はできるわけでございます。しかし、この那須烏山市としては今現在徴収率を上げるということで懸命に努力をしておりますので、徴収率は90%以上、できればこの住民税関係については95%以上という努力目標をもって、これから滞納にあたってまいりたいというふうに考えて

おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それ以上話をしても数字の話ですから現実とは若干かけ離れた部分が出てくるのかなと思うんですね。その中では極力徴収、税ですから無理な人は無理としても、払える人はきちっと取るという言い方はおかしいんですが、払ってもらうという努力をするとともに、もう一つ言いますと、計算違いをしてもらいたくないという考えもありますので、ぜひともそこを慎重にやっていただきたいという思いであります。市長からのご答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 一番最後に計算違いというご発言がありましたけれども、この税金の課税額を間違えるというのは大変な行政のミスでございますから、これがあったという報告は聞いていないのですが、あったとするならおわびを申し上げたいと思います。また、そのようなことがなきよう、特に税務課職員を初め担当の職員には強く指導させていただきますので、その点をご理解いただきたいと思います。

前段の部分の全庁体制の収納対策本部につきましては、これはかねてからいろいろと旧議会でもあるいは旧両町の議会でも、毎回ご質問いただいた懸案事項でございまして、係長級以上の120名にのぼりますけれども、集中をしてこの税金のみならず水道料も含めた公金の収納対策班を設置をさせていただきました。本部長は収入役に就任いただきましたけれども、そのようなことから今全庁挙げまして120人、そして専門の嘱託徴収員、これも数字等は詳しく報告を受けていないのでまだ理解はしていないんですが、毎日徴収をしてくるので非常に効果があるということは聞いております。恐らくこれを通じていきますと、かなり効果が上がってくるというふうに私は4月から大変期待をしている大きな策でございます。今後とも納税につきましては公平性の立場から、悪質と思われる方につきましては業者、個人を問わず強制的なことも辞さないというふうに明言をいたしておりますことから、そのような真摯な対応でさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 地方税法の改正に伴う改正でございますけれども、先ほど提案理由の説明がありましたように、非課税限度額の引き下げとか定率減税の廃止、さらにはたばこ消費税の税率の引き上げということでございまして、基本的に増税でございます。65歳以上173万円の非課税限度額を158万円に引き下げるとございまして、おおむねこれは何名ぐらい該当者がふえるのか。さらに未成年者の、これは恐らくパート労働者関係の所

得に対する課税だというふうに思いますが、どのぐらいの人数に対して課税をし、どのぐらいの増収というふうな見方をしているのか。その辺についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この関係につきましては、すべてあわせますと対象者が931名というふうに積算をしております。金額で申し上げますと、段階的な課税ということになりますので、平成18年度については531万7,000円の増、平成19年度がその倍の金額になりまして1,063万4,000円の増、平成20年度は通常課税ということになりますので、1,595万1,000円の増というふうに見込んでございます。

以上です。

○16番（平塚英教君） 65歳以上の人数が何人ぐらい該当者がふえるのかということですが。この非課税限度額が今度引き下がるわけでしょう。

○総務部長（大森 勝君） 先ほど申し上げましたように、すべて把握をしてございませぬけれども、対象者については老人関係については931名ということでご理解をいただきたいと思っております。未成年者についてはちょっと把握してございませぬので、人数等については省略させていただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 税条例の専決処分ということですが、これは三位一体の改革の税源移譲、この中に含まれるものはどのぐらいあるのか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 税源移譲関係につきましては、先ほど申し上げましたように2億5,000万円、そのほかに控除額等の変更がございまして3,800万円ほど減額になってまいります。そうしますと、約2億1,000万円の増収が見込めるというふうに考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） トータル額は結構なんですけど、この項目の中でどれとどれが地方分権の三位一体の改革で税源移譲された項目か、それをちょっと挙げてほしいんです。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 34条の3関係でございまして。所得税の税率ということがございます。そこで、2億5,000万円、そのほかに34条の6関係で3,800万円の減収。たばこ税等についても三位一体の改革の税源移譲というふうにも考え方によっては読めると思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 36条の3ということですが、この1,000分の6を乗じて得た金ということになりますが、そうすると退職金だとか所得税、この税率というのはこの条例で変えることはできるのかな、町の条例で。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この地方税法の改正に伴っての税率でございますので、これは全国的に統一をされている税率ということでご理解をいただきたいと思っております。地方税法に基づいて市が条例を改正をするということになってまいります。なお、今回増収になりますのは、今までですと200万円以下の金額については100分の3の課税ということになっていたわけですが、今回6%ということからそういう金額が出たものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時23分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これらは那須烏山市税条例の一部を改正する条例についてでございます。これは地方自治法の改正に伴う改正ということですが、先ほどからいろいろと質疑がされておりますように、三位一体の改革との関連だということですが、これは全く改革に値しない内容でございます。いわゆる税源移譲と言いましても、結局今までの非課税限度額を引き下げた

り、定率減税を廃止したりして、弱い者から税金をうんと取ろうということでございます。先ほどから論議になっております34条の3でございますが、これも700万円を超える金額については100分の12であったということでございますが、これが今回一律6%、県のほうが4%ということですが、10%にしましても100分の2は減税になるわけです。したがって、大きな所得者には減税になり、しかも200万円以下の者についても一律6%ということでございますので、所得のない方に大幅な増税になる。未成年者のパート労働者等につきましても、今まで非課税であった者が課税になるということや、たばこ消費税につきましても税率を引き上げるということでございますので、本当に地方税を国が憲法と地方自治法に基づいてきちんと保障するという内容になっていないということで、これは市長として受けざるを得ないかもしれませんが、地方自治体としましては非常に重荷になるというもので、三位一体の改革に値しない税の増税だということを申し添えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第14 議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

---

◎追加日程第15 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保健税条例の一部を改正する条例について）

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第15 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。



書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年5月2日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（小森幸雄君） 本案についての提案理由の説明を求めます。  
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に交付されたことに伴いまして、那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日付けで専決処分したものであります。今回の改正は、地方税法における税制改正により公的年金等控除の見直しと、老年者控除の廃止に伴いまして、国民健康保険税の課税の特例について所要の改正をするものであります。詳細につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、何とぞご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 補足説明を申し上げます。

ご承知のように、国民健康保険税条例は地方税法及び市の税条例と密接に関連がございます。ただいま税条例の一部改正内容について詳細な説明がありました。したがって、国民健康保険税条例一部改正については、新旧対照表でポイントを説明させていただきますが、その前に今回の改正の概要について説明を申し上げます。

国民健康保険税額は世帯主及びその世帯に属する被保険者の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額により算定されております。この中で所得割部分について個人住民税の算定

基礎となる所得金額等を基礎としていますが、地方税法の改正に伴う税条例の改正により公的年金等控除の見直し、いわゆる控除額の引き下げです。それから、高齢者控除の廃止等に伴いまして所得金額が増加する一部の高齢者につきましては国民健康保険税額も増加することになります。このため、これらの対象となる高齢者の国民健康保険税額の急激な増加を避けるため、平成18年度及び平成19年度の2年間で段階的に特別控除を設け、平成20年度から本来の税額に移行するための激変緩和措置をとることとする条例の一部改正をお願いするものであります。対象者につきましては平成17年1月1日において65歳になっている方で、平成17年度公的年金等の控除の適用があった方が対象となります。

それでは新旧対照表でポイントを説明させていただきます。1ページですが、左のほうに改正案です。8公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、これは65歳以上の4割、6割減額についての項目でございます。この改正は、8項の次に新たに9項から12項を追加するという改正でございます。

次に9ですが、平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例ということで、これは平成18年度における軽減判定の基礎については一番下にありますように、課税標準から軽減判定についてはさらに28万円を控除するという改正でございます。

2ページの10番です。平成19年度の公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例、これはいわゆる平成19年度における65歳以上の方の4割、6割軽減の判定の基礎について、課税標準額から22万円を控除しまして軽減の判定をするということです。

11番平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例ということで、これは年金所得者の場合は公的年金の場合、65歳以上の場合、例えば200万円の公的年金ですと140万円は控除されていたんですが、平成18年度から120万円ということで20万円控除額が減ってしまうことになります。これを緩和するというので平成18年度においてはその20万円の3分の2ということで、13万円を控除しますということです。

12番としましては、平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例、これは平成19年度においては3分の1、7万円を控除しますということです。

次の3ページからは、従来の9が13にずれたもの、以降14、15、16、17、18、19、20番まではそれぞれ法律の改正に伴う条文の変更、項ずれによるものでございます。21番と22番につきましては先ほどの地方税法の改正と同時に、同様の課税の特例で海外での利子配当に対する申告納付でございます。

以上が改正内容の概要でございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16 平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第2号 専決処分の承認を求める件についてでございますが、これも先ほどの地方税法の改正に伴う改正に関する高齢者の非課税限度額の引き下げ、課税が上がるということと、高齢者控除の廃止に伴う課税ということで、その所得額がふえる所得割の調整を2カ年にわたってするということでもあります。実際に65歳以上の方でこの平成18年度、平成19年度には該当者が何人で、どのような内容になるのか。そして、平成20年度から本格的な課税ということでございますが、これが幾らになるのか。その辺の推移について、これは人口が変わりますから動くかもしれませんが、平成17年度末ベースでどういう数字になるのかお示しをいただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） その影響額についてお答えいたします。

平成17年度までは年金収入から公的年金が140万円、それから基礎控除が33万円、高齢者控除が48万円ということだったんですが、平成18年度には高齢者控除48万円がなくなりまして、公的年金控除が140万円が120万円になるということです。したがって、平成18年度につきましては20万円の公的年金の引き下げを3分の2、13万円補てんするということから、7万円ほど公的年金控除は平成17年度と比較しますと減りまして、高齢者控除48万円がなくなりますから55万円ということです。7万円プラス48万円が55万円ということで、これを140万円が120万円に影響がある方は今の試算数値では486名です。したがって、486名で555万円、今回の新しい税率が所得割が7.5%ということで0.05を掛けますとおおむね年間での課税額の増は2,005万円ということになりまして、1人当たり4万1,000円の増ということになります。

平成19年度になりますと、同じく公的年金の控除は120万円が20万円減るんですが、この補てん策としましての特別控除は13万円から7万円に減るということで、平成17年度と比較しますと13万円減る。それと高齢者控除48万円がなくなりますから61万円の減額、同じ数字なんですけど486名で0.075を掛けますと2,223万5,000円で、1人当たりになりますと4万6,000円の増ということになりますが、これらにつきましては、ご承知のように先ほどの条例改正がありましたように、軽減判定のための特別控除がありまして、平成18年度の場合はその課税標準から28万円を引いて、それが1人世帯であれば33万円以下の場合は6割軽減、例えば2人家族でその課税標準額から高齢者控除22万円を引いて、その残りが33万円プラスすると24万5,000円ですから、55万5,000円以下の場合は4割軽減という制度がありますが、基本的には最初申しましたように、税額全体では平成18年度は2,005万円、平成19年度は2,223万5,000円ということです。

以上です。

○16番（平塚英教君） いずれにしても平成18年度の2,005万円というのは2,005万円ふえるよということですか。そうですね。そして、平成19年度が2,223万5,000円ふえるよということですね。了解。

○議長（小森幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第2号 専決処分の承認を求める件についてであります、これは地方税法の改正に伴う所得の課税の増加に伴う所得割の65歳以上の高齢者の公的年金に係る控除が大幅に引き下がるということで、その分を平成18年度、平成19年度に調整をして若干引き下げるといってございしますが、基本的には引き下げましても平成17年度ベースでいけば平成18年度には2,005万円、平成19年度には2,223万5,000円増税になるということでございます。まさに地方切り捨て、お年寄りいじめという政治のあらわれであるというふうに思いますので、反対とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第15 議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木一夫君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日1日を会期といたしまして開会をされました平成18年第4回那須烏山市議会臨時会でしたが、上程をさせていただきましたいずれの議案も原案のとおりご承認、ご同意を賜りましたことはまことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会の中で、議長に小森幸雄議員、副議長に水上正治議員が当選をされました。まことにおめでとうございませう。合併後、那須烏山市初の市議会選挙後の初代議長、副議長に就任をされました。改めましてお祝いを申し上げます。さらに、各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長及び副委員長のご就任、さらに広域行政事務組合議会議員及び農業委員会の推薦等の議会の構成が確立されました。新生那須烏山市議会のますますのご隆盛をご祈念を申し上げます。

いよいよ新たな議員各位と本格的なまちづくりがこれから始まることとなります。執行部も一丸となりまして、小さくてもきらりと光るまちづくりを目指し、最大限の努力を傾注してまいりませう。那須烏山市議会、そして議員各位にありましては冒頭のごあいさつでも述べましたとおりでございますが、議会及び執行部、切磋琢磨の精神のもと、双方発展のためにご指導、ご尽力を賜りたいと存じております。

さて、明日からは、ことしの大型ゴールデンウィークの後半が始まります。本市基幹産業の稲作の田植えも各地で行われることとなります。代かき等も順調に進み、おおむね予定どおり田植えが進みそうでございます。天与の恵みに改めて感謝をしたいと思います。議員各位にありましては意欲十分、ますます議会活動にご健勝にて邁進されませうようご祈念を申し上げます。重ねて本日の臨時会、無事閉会となりましたこと、お礼と感謝を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日開催されました第4回臨時会は合併特例期間が終了して、新たな議員体制となりまして初めての議会でございます。本臨時会は、正副議長及び各常任委員会の委員等の選任のほか、市長から提案された3議案につきまして慎重に審議を尽くしていただきまして、ここに全部審議を終了することができました。議員各位のご協力に対し深く感謝をあらわすところでございます。私も新議長となりまして、円滑な議会運営のために努力をしてみたいと思いますので、今後とも特段のご支援とご協力を賜りたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 以上申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。平成18年第4回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

[午後 2時59分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年8月23日

臨時議長 大橋 洋一

議長 小森 幸雄

署名議員 松本 勝栄

署名議員 渡辺 健寿